

## 「(仮称) 滋賀県医師キャリア形成プログラム」の概要

### 1. 目的

滋賀県医師養成奨学金および滋賀県医学生修学資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けている者が、修学資金等の就業義務年限履行中に県内医療機関で診療業務（臨床研修・専門研修含む。）を行うことにより、本県の地域医療に貢献できる人材に育てること。

### 2. プログラム参加対象者

- (1) 滋賀県医師養成奨学金の貸与を受けている方
- (2) 滋賀県医学生修学資金の貸与を受けている方
- (3) その他、プログラムへの参加を希望する方

※(1)、(2)の平成30年度新規貸与者より正式実施。

※義務年限中に継続して参加することを全額返還免除の条件とすることとして、平成30年4月1日施行で貸与要綱を改正。

### 3. プログラムの対象となる診療科

(一社)日本専門医機構が定めた19の基本診療科

### 4. 研修期間

修学資金等の就業義務年限と同じ。

期間中、県が決めた県内の医師不足地域や医師確保が必要な診療科（以下、「配置方針等」という。）で一定期間（4年程度）就業する必要あり。

### 5. プログラムの策定

- (1) 医師の配置方針等は県の協議会により決定。
- (2) 決定された配置方針等に従い、滋賀県医師キャリアサポートセンターがプログラムを作成。
- (3) 大学在学中に数回の個人面談を実施し、本人の希望を確認。希望する資格や技能が取得できるプログラムを個人ごとに作成。
- (4) プログラム開始後も対象者と面談を実施し、随時見直し。

### 6. その他

今年度中に各診療科のプログラムのフォーマットを作成予定。準備ができ次第、皆様にお知らせします。